

令和4年度後期（年末期）の商品量目立入検査結果（速報）

令和5年 1月23日

宮城県計量検定所

全国の自治体では、全国計量行政会議による基準に基づき、消費者保護の推進を図るため、商品流通が活発化する時期に、全国一斉の立入検査を年2回実施しています。

宮城県計量検定所でも、令和4年末に食料品などの内容量（量目）の表示が正しいかなど、スーパーマーケットや一般小売店などに立ち入り、検査を実施しました。

商品量目立入検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 実施期間

令和4年12月19日（月曜日）～ 令和4年12月26日（月曜日） ※延べ4日間

2 検査実施事業所

仙台市を除く県内（4自治体）のスーパーマーケットや一般小売店などの全7店舗（事業所数：7戸）

3 検査内容

スーパーマーケットなどで、その店舗内で詰め込みをして計量販売されているパック商品（食肉、魚介、野菜、総菜などの内容量を表示して販売している商品）について、計量法に基づき次の検査を行いました。

（1）内容量の検査

表示された内容量が実際の内容量と比較して、計量法で定められた誤差の範囲（量目公差）を超えて不足していないか。

（2）表示の検査

内容量、計量単位、事業所名、住所等の表示内容が正しいか。

（3）計量器の使用状態の検査

定期検査受検の有無、水平状態で使用しているか。

4 立入検査結果

（1）商品量目（内容量及び表示）

① 事業所別

区分	検査事業所数（戸）	不適正事業所数（戸）	不適正事業所率（％）
今回	7	2	28.6
前年度同期	11	3	27.3

② 品目別

区分	検査個数（個）	不適正商品数 （量目不足） （個）	不適正商品率 （％）	前年度同期 不適正商品率 （％）
食肉類	23	0	0.0	0.0
魚介類	28	6	21.4	3.3
野菜	20	0	0.0	8.5
調理食品	26	0	0.0	7.9
その他	0	0	0.0	0.0
計	97	6	6.2	4.9

③ 不適正商品の原因

不適正商品6個の主な原因は、風袋量を少なく見積もっていたことによるものでした。

(2) 計量器（はかり）の使用状況

検査した39台のはかりのうち3台が水平不良な状態で、また1台が定期検査未受検でそれぞれ使用されていました。

5 措置

不適正商品のあった事業所、不適正なはかりの使用を行っていた各事業所に対しては、それらの原因を確認し、法令遵守と正確な計量の励行などについて現場で指導を行いました。

6 その他

商品量目立入検査については、例年、前期（7月～8月）と後期（年末）の年2回実施しています。